



養父市社協だより

WELFARE
INFORMATION

市民と福祉をむすぶ

かけはし

第157号

7月

■編集発行／社会福祉法人養父市社会福祉協議会 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320（地域交流センター「福祉の杜」）
平成29年7月14日発行 ■電話（079）662-0160 ■FAX（079）662-0161 ■E-Mail yabu-shakyo@fureai-net.tv
■ホームページ <http://www.yabu-shakyo.jp/>

笑顔が広がる集いの場



口大屋自治協議会「ふれあい喫茶」



6月28日の「ふれあい喫茶＆高齢者のつどい」では、41人が▶
参加。養父警察署より振り込め詐欺にあわないと聞きました

また高齢者の生きがい活動である「ことぶき大学」と「高齢者のつどい」を、ふれあい喫茶に合わせて隔月で開催することで大勢が利用しています。

6月14日の喫茶には19人が来店。参加者は「ここに来たら他の区の人とも会えるので毎回楽しみにしています」と「コーヒーを飲みながら、おしゃべりに花を咲かせていました。

同協議会の秋山薰事務局長は「ふれあい喫茶も一年間で延べ400人が利用され、喜んでいただいています。今後も「ミュセンを拠点に、多くの人が集い、楽しめるように考えていくたいです」と話していました。

これは、口大屋の地域をより住みやすくするために、口大屋自治協議会が取り組む地域づくり計画の中で「交流の機会や場所が減り、地域の「コミュニケーションが不足している」との課題を受け、昨年6月から、ボランティアグループの協力を得て実施しているものです。

口大屋高齢者「ミニユーティセンター」では、毎月2回（第2・4水曜日）「ふれあい喫茶」を開店し、毎回多くの人で賑わっています。

▶口大屋ボランティアグループと、琴弾きの会がふれあい喫茶の運営者として活動しています（＝6月14日、口大屋高齢者ミニユーティセンター）

厳しい財政状況のなか 福祉のまちづくりへ新たな取り組み

養父市社協は、平成24年度決算時から財政が赤字に転じたため、組織経営検討委員会を設置して協議・検討を重ね、経営基盤の抜本的な立て直しを図る組織経営基盤計画(28年度～30年度)を立案し、組織改編と財政改革をすすめています。28年度は、事業での增收をばかりながら、固定費削減のため公用車4台を廃車したり、職員の賞与や退職手当を見直したりすることで事務・事業費と人件費などの経費削減に努めました。(3ページ参照)

厳しい財政状況のなかでも、「ささえあう心で笑顔あふれる福祉のまちづくり～みんなでつくるみんなのしあわせ～」を福祉目標として、誰もが住みやすい福祉のまちづくりのため、関係機関との連携・ネットワークづくりなど、精力的に新たな事業にも取り組んできました。事業について一部抜粋してお知らせします。



▲「災害ボランティア養成講座。災害時の心構えや知識、被災者支援の視点を学び、平時からの防災や支え合いの意識をもって地域づくりに携わる人材の養成を行いました(=平成28年11月26日、福祉の杜)

自治協議会福祉部との連携
養父市は「住民同士の支え合い体制」をつくるため、28年度から市全域に1名(第1層・市職員)と、中学校区ご

地域活動の基本情報「地域見える化シート」を作成・更新
地区福祉委員会を八鹿・養父・大屋・関宮4地域(19会場)でそれぞれ3回実施。うち2回にわたり、前年度作成した「地域見える化シート(地域カルテ)」を基に、シートの更新と地域の宝物マップづくり、29年度の事業計画の作成を行いました。

情報通信技術を活用した日

地域・企業・行政・NPOなどとのネットワークづくり

福連絡会で福祉防災マップ、ささえあい要援護者登録申請書兼カードを整備・更新するなかで、支援の必要な人

とに4名(第2層・社協職員)の生活支援コーディネーターを配置しました。

生活支援コーディネーターは、支え合い活動の推進役として住民のみなさんとともに地域づくりをすすめます。28年度は、福祉委員会との協働をすすめるとともに、地域自治組織訪問調査を実施。地域自治組織が取り組む生活支援と介護予防活動の把握を行いました。

災害に強いまちづくり、福祉

夕食サービス事業の実施

安心地区推進協議会(関宮地域)で調理が困難な高齢者への支援について協議を行い、調理ボランティアの協力を得て、関宮通所介護事業所、いきいきサロン関宮の利用者に6月から夕食サービスを始めました。29年度も継続して実施します。

28年度の社協活動紹介

などを把握しました。また、地域の消防団員の協力も得て防災情報も更新し、各区での一斉避難訓練へ活用しました。



▲消防団員に協力してもらい福祉防災マップの防災情報を更新しました(平成28年6月30日、出合地区福祉委員会)



▲熊本地震で被災された方々の支援のため、災害ボランティアセンターや避難所へ職員を派遣しました(平成28年5月24日)

平成28年度決算報告

社会福祉法の改正と社会福祉法人制度の見直しは、公益性の徹底と説明責任、地域社会への貢献を基本的な視点として進められており、地域福祉の推進を図る中核的な団体として、社会福祉協議会に向けられる期待は一層高まっています。

事業活動計算書

収入(収益)の部		(単位:円)	支出(費用)の部		(単位:円)
勘定科目	決算額		勘定科目	決算額	
会費収益	10,554,800		人件費	357,541,452	
寄附金収益	5,058,874		事業費	67,004,908	
経常経費補助金収益	25,199,409		事務費	46,872,924	
受託金収益	52,164,167		共同募金配分金事業費	346,087	
事業収益	14,731,135		分担金費用	186,000	
介護保険事業収益	327,164,005		助成金費用	5,674,732	
障害福祉サービス等事業収益	16,034,076		負担金費用	17,000	
その他の収益	22,623,796		減価償却費	7,759,718	
受取利息配当金収益	46,731		国庫補助金等特別積立金取崩額	△638,737	
その他のサービス活動外収益	506,956		その他の費用	1,440,814	
施設整備等補助金収益	1,960,000		支払利息	142,744	
固定資産売却益	377,999		その他のサービス活動外費用	17,420	
拠点区分間繰入金収益	10,900,000		拠点区分間繰入金費用	10,900,000	
収入	487,321,948		支出	497,265,062	
			当期収支差額	△9,943,114	

平成28年度は、社協の諸事業を見直すことで経費の削減に努めました。特に、車輌の管理経費が固定化しており、4台を廃車しました。事業所間での公用車の共有を図り

地域に開かれた組織体制を確立するため、平成28年度は、介護保険事業と障害福祉サービスで積極的に利用者を受け入れ、介護保険事業収入や障害福祉サービスの収入前年度比3.1%増（10,434,745円の増）となりました。

支 出

収 入

平成29年度も引き続き、財政の健全化に向けた取り組みを進めます。は、前年度比3.5%増、支出は8.1%減と経営の改善に向けた努力を講じていますが、なおも財政的に厳しい状況にあります。

【決算のまとめ】

ました。

また、職員賞与や退職手当の見直しを行い、支出を抑制しました。

○住民の皆様には、毎年、社協会費や善意銀行の預託、共同募金などにご協力をいただいています。これは、地域福祉を推進する社会福祉協議会の大切な活動財源です。今後も引き続きあたたかいご支援をお寄せいただき、社会福祉協議会を支えていただきますようお願いします。



▶各地のイベントでも行っている出前プレー
パーク(=平成28年10月22日、あけのべドーム
「森の館」)

▶数を数えながらはしごの中で足踏みをして脳を鍛える「認知症予防体操」を体験しました。（＝6月27日、広谷ふれあいセンター）



この日は、養父市地域包括支援センターの谷垣知美保健師を講師に招き、「脳と身体を鍛えて健康づくり」をテーマにした講習会と実技指導を行いました。

谷垣保健師は「頭を使いながら有酸素運動をすることで、脳内の血流量が増えて記憶力の向上につながります。また、ボランティア活動で外に出かけ、人と出会うことも脳の活性化に効果的ですよ」と説明しました。

講習会のあとは、数人のグループに分かれての茶話会や、各自で

持ち寄ったプレゼントを交換するゲームなど楽しい時間を過ごしました。



▲お茶を飲みながら、お互いの活動の紹介や課題などについて話し合いました

今月の 支部だより 養父支部



養父ボランティア交流のページ

脳と身体を鍛えて健康づくり

6月27日、「養父ボランティア交流のつどい」を広谷ふれあいセンターで開催し、養父地域で活動するボランティア23人が参加しました。

この日は、養父市地域包括支援センターの谷垣知美保健師を講師に招き、「脳と身体を鍛えて健康づくり」をテーマにした講習会と実技指導を行いました。

子育てサロン・放課後プレーパークの案内

●子育てサロン・放課後プレーパーク
※8月はお休みします

●夏休みプレーパーク
7月29日(土)
10:00～15:00

●子育てサロン・関宮
7月24日(月)
10:00～11:30

●子育てサロン・里山の森公園
8月7日(月)
10:00～11:30

●子育てサロン・里山の森公園
8月24日(月)
10:00～11:30

●子育てサロン・里山の森公園
8月31日(月)
10:00～11:30

●子育てサロン・里山の森公園
9月3日(月)
10:00～11:30

●子育てサロン・里山の森公園
9月10日(月)
10:00～11:30

●子育てサロン・里山の森公園
9月17日(月)
10:00～11:30

●子育てサロン・里山の森公園
9月24日(月)
10:00～11:30

●子育てサロン・里山の森公園
9月31日(月)
10:00～11:30

●子育てサロン・里山の森公園
10月8日(月)
10:00～11:30

●子育てサロン・里山の森公園
10月15日(月)
10:00～11:30

●子育てサロン・里山の森公園
10月22日(月)
10:00～11:30

●子育てサロン・里山の森公園
10月29日(月)
10:00～11:30

●子育てサロン・里山の森公園
11月5日(月)
10:00～11:30

●子育てサロン・里山の森公園
11月12日(月)
10:00～11:30

●子育てサロン・里山の森公園
11月19日(月)
10:00～11:30

●子育てサロン・里山の森公園
11月26日(月)
10:00～11:30

●子育てサロン・里山の森公園
11月30日(月)
10:00～11:30

●子育てサロン・里山の森公園
12月3日(月)
10:00～11:30

●子育てサロン・里山の森公園
12月10日(月)
10:00～11:30

●子育てサロン・里山の森公園
12月17日(月)
10:00～11:30

●子育てサロン・里山の森公園
12月24日(月)
10:00～11:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●関宮放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

●大屋放課後プレーパーク
軒下
8月4日(金)
14:30～16:30
8月11日(金)
14:30～16:30
8月18日(金)
14:30～16:30
8月25日(金)
14:30～16:30

手話教室 フォローアップ研修

過去に手話教室を受講した方を対象にフォローアップ研修を下記の日程で開催いたします。

ぜひ、ご参加ください。

■とき 平成29年 8月 4日(金)
8月18日(金)
8月25日(金)
いずれも19:30～21:00

■ところ 地域交流センター
「福祉の杜」1階会議室

【問い合わせ先】
養父市社会福祉協議会
電話：079-662-0160
※詳しくは後日応募チラシにてお知らせいたします。

読者の声 体操とコーラスを取り入れた元気クラス、とても楽しそうですばらしいです。私もボランティアでいきいきサロンの手伝いに行き、普段あまり顔を見ない元気な笑顔のお年寄りと知り合ったり、地区交流会で子どもたちとグランドゴルフと一緒に楽しんだりと元気をもらっています。みんなが触れあって楽しいひと時を過ごすことの大切さを学びました。（大屋地域 女性 77歳）

総合相談所の案内

いずれも相談無料

心配ごと相談・結婚相談

13:30～16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありませんか？

- ◆ 7月 28日(金) 関宮ふれあいの郷
- ◆ 8月 4日(金) 地域交流センター「福祉の杜」
- ◆ 8月 11日(金) 休み(山の日)
- ◆ 8月 18日(金) 大屋保健センター

弁護士による無料法律相談

13:30～16:30

先着6人の予約制となっていますので、事前に電話でお申し込みください。

- 期 日 平成29年9月20日(水)
- 場 所 大屋保健センター
- 相 談 時 間 1人30分程度
- 申込み先 養父市社協本部 ☎079-662-0160

くらしの法律相談

8:30～17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月～金曜日までの常時、本部及び各支部で受付けています。



飯野 光葵ちゃん みつき 1歳6ヶ月
(仲町 女の子)



お父さんの 正規さんに聞きました♪

◆名前はどのようにつけましたか？

葵の花のように、光（自分の夢）に向かって元気に成長してほしいと考え、光葵にしました。

◆今、興味をもっていることはなんですか？

近所の犬やツバメのヒナを見て、嬉しそうにワンワン、ピーーとマネをしています。少しずつ言葉も増え、お話しや歌が大好きです。

◆ご両親から一言メッセージ

いっぱい食べて、いっぱい笑って、元気に大きくなってね。

結婚をしたい いい人を見つける そんな方へ…

ハートやぶ 会員登録 随時受付中！

詳しくは社協まで 電話 662-0160

教えて弁護士さーん！



第96回「残業代の請求」のはなし

Q 最近、「ブラック企業」などと言って、長時間の残業をさせている、それなのに残業代を払わない会社があることがテレビなどで報道されています。

実際に私が勤務する会社でも、毎日1時間程度残業することが当たり前ですが、残業してもその分の給料を支払ってもらったことはありません。

5年以上前からこのような状態ですが、私は会社から残業代を払ってもらえるのか、教えて下さい。

A まず、通常は働く時間を会社と従業員との間で決めているはずです。

そして、勤務時間が1日5時間であったり1週間のうち3日のみ出勤であったり、「1日8時間」「1週間に40時間」働くことになっていない場合もあります。

この場合、決められた時間を超えて働いた場合に給料を支払うかどうかについては、法律の規定ではなく、会社と従業員との間で取り決めをすることになります。他方、「1日8時間」「1週間に40時間」以上働いた上で、これを超えて働いた場合には、法律の規定上、超過して働いた時間に応じて給料を支払わなければな

りません。法律上は、これを残業代と考えることになります。そして、この残業代については、基本給の25%割増して支払う必要があります。

そこで、ご質問の方が週にどのくらいの時間働いていたかによって、法的に残業代を請求することができるかが変わってきます。先程の時間以内の労働時間であるときは、会社との契約上支払うことになっているかどうかがポイントです。

また、残業していることを示す証拠としては、タイムカードが一般的ですが、会社からの指示を示すメールやメモ書きなども有効ですし、日記等にて記録していたものがあれば、それも活用できる場合があります。そして、残業をしていた根拠については、残業をしたと主張する者が示す必要があります。

ただし、仮にその様な証拠があったとしても、2年を経過した分については時効により消滅してしまいますので注意が必要です。

このため、ご質問の方の場合、残業代を請求できる場合であったとしても、2年以上前の残業代については時効のため請求することはできないと考えられます。

SIN法律労務事務所 弁護士 福島 健太



この広報紙は共同募金配分金が使われています。